その他のもの							
第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品							
砂糖を加えたもの							
その他のもの							
麦芽エキス							
その他のもの							
一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	X	R	R	X		
一九〇二・一一	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）						
一九〇二・一九	卵を含有するもの						
一九〇二・二〇	その他のもの	X	X				
一九〇二・三〇	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）	X					
	その他のパスタ						
	砂糖を加えたもの						
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの	C	X			二三・八％	
	その他のもの						
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの	X					
	その他のもの						
一九〇二・四〇	クースクース	X				二一・三％	
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	B 10				九・六％	
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	X				四・五％	
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	B 15				四・五％	
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	B 15				九％	
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー						
	スイートビスケット	C	X			二〇・四％	
	ワッフル及びウエハー	C				一五％	
一九〇五・三一	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	B 15				四・五％	
一九〇五・三二	その他のもの						
一九〇五・四〇	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	X	X				
一九〇五・九〇	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	X					
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	あられ、せんべいその他これらに類する米菓	X				一五％	
	ビスケット、クッキー及びクラッカー						
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	R					
	その他のもの						
	その他のもの						
	ピザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	X				一五％	
	その他のもの	C					

	第二〇類						
二〇・〇一	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品						
二〇〇一・一〇	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分						
	きゅうり及びガーキン						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
二〇〇一・九〇	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	A				一〇・五％	
	スイートコーン	B 10					
	ヤングコーンコブ	B 15				一六・八％	
	その他のもの	B 10				一二％	
	その他のもの						
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	B 10				一二％	
	スイートコーン						
	ヤングコーンコブ						
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの	B 10				九％	
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	A				七・五％	
二〇〇一・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	B 7					
二〇〇一・九〇	その他のもの	B 5				九％	
	砂糖を加えたもの	B 10				九％	
	その他のもの						
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	A				七・六％	
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）	B 15					
	砂糖を加えたもの	X					
	その他のもの						
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	A				一三・四％	
二〇〇三・二〇	フレンチマッシュルーム	B 15					
二〇〇三・九〇	その他のもの					七・六％	
	その他のもの	B 15					
	トリフ						
	その他のもの	A	A	A	A	一三・六％	
		B 10					